

様式1号

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

代表執行役社長 福島 和宏 殿

情報通信利用促進支援事業費補助金  
(令和4年度利用者向けデジタル活用支援推進事業(地域連携型))  
公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

必須入力項目に漏れがある場合は提出できません

記番号有無		記番号	
記入日			
法人番号			
申請事業者の名称			
法人格		法人格の位置	前 後
事業者名称 ※1. 正式名称でご入力下さい ※2. 法人格以外をご記入ください			
代表者氏名			
氏(かな)		名(かな)	
氏(漢字)		名(漢字)	
住所			
郵便番号		都道府県	
市区町村			
市区町村以下			

申請者の概要、応募資格、事業計画

1.申請者[間接補助事業者]の概要												
担当者名												
氏(かな)						名(かな)						
氏(漢字)						名(漢字)						
担当者情報												
所属							役職					
住所												
郵便番号							都道府県					
市区町村												
市区町村以下												
担当者電話番号						-			-			
担当者メールアドレス												
連携地方公共団体情報												
連携地方公共団体名												
連携部署名												
			局					部				
課												
部署責任者名												
氏						名						
電話番号						-			-			
メールアドレス												
連携内容												
市政だよりや広報誌等の紙媒体への掲載による参加のよびかけの協力												
ホームページ等の電子媒体への掲載による参加のよびかけの協力												
講習会等の開催場所についての協力												
その他												
詳細												

※地方公共団体が作成する確認書を添付にて提出して下さい

2.申請者[間接補助事業者]の応募資格									
①日本に実施場所を有している法人(地方公共団体での申請は不可)であること									
②-1 事業を的確に遂行する組織を有していること									

②-2 事業を的確に遂行する人員を有していること	
②-3 事業を的確に遂行する施設等を有していること	
③-1 事業を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること	
③-2 事業を円滑に遂行するための資金等について十分な管理能力を有していること	
④事業終了後、会計検査対応などのために必要となる文書を適切に管理し、必要な期間保存できること	
保存予定年数	5年以上
保存場所住所	
責任者	
⑤総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと	
⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと	

3.申請者[間接補助事業者]の事業計画	
3-1 実施計画書・公募要領	
(1)実施体制	
① 事業実施に当たっての組織・人員を有すること ※人員や組織図がわかるものをメール添付にて送付願います	
② 事業実施に当たっての財務基盤の適格性を有すること ※財務諸表をメール添付で送付願います	
③ 講師の確保・養成・管理体制が適切に確保されていること (詳細について記載願います)	
④ 国または地方公共団体の補助金の経理処理経験がある等、補助金の適正な事務処理能力を有していること(詳細について記載願います)	
⑤ 同一団体・同一グループが、複数申請する場合は、申請内容の遂行にあたり十分な実	

	施体制を有すること(詳細について記載願います)	
	⑥ 過去にデジタル活用に関する講習会等を実施した実績を有すること(加点項目)(詳細について列挙願います)	
	(2)実施方法等	
	①デジタル活用支援の実施方法に係る工夫が見られること(詳細について記載願います)	
	②-1 講習会等の実施に当たり十分な受講者を確保するための周知等の計画を有すること	
	②-2 講習会等の実施に当たり十分な受講者を確保するための周知等の計画の詳細について記載願います	
	③実施地域における利用者のニーズに応じた講習会等の実施に関する計画があること(詳細について記載願います)	
	④ 高齢者等に対して効果的にデジタル活用支援を行う計画があること(詳細について記載願います)	
	⑤地方公共団体との連携協力に関する計画があること	
	⑥デジタルデバイド対策への貢献が強く期待できること(詳細について記載願います)	
	(3)その他	
	① -1 障害のある方向けの講習会を実施するか	
	① -2(①-1 でチェックを付けた場合のみ回答)	
	<input type="radio"/> 全ての講習会等を障害のある方向けに実施	
	<input type="radio"/> 一部の講習会等を障害のある方向けに実施	
	① -3(①-2 で「一部の講習会等を障害のある方向けに実施」をチェックを付けた場合のみ回答。障害のある方向けに実施する講習会等のコマ数をご記載ください	
		コマ

		① -4 障害のある方向けの講座を実施する場合、どのような障害のある方向けの講座を実施するか
3-2 公募要件		
		<p>① 申請者は、1つの市区町村及び近隣の地域内で 25 コマ以上の講習会等を実施すること。ただし、障害者を対象とした講習会等のみを実施する場合、申請者は 13 コマ以上の講習会等を実施すること。</p> <p>なお、1コマとして計上可能な講習会等の形態は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a)各実施場所で開催する対面形式の講習会</li> <li>b)各実施場所で開催する対面形式の相談会</li> <li>c)オンライン形式の講習会</li> </ul> <p>の3種類があり、それぞれの詳細は募集要項をご参照ください。</p>
		コマ
		② 申請者は、実施コマ数全体の 70%以上を、a)各実施場所で開催する対面形式の講習会の形態とすること（相談会は含めない）
		コマ
		③ 申請者は、執行団体が指定する「応用講座」「基本講座」の中から選択して講習会等を実施すること。執行団体が指定するオンライン行政手続・公共性の高いオンライン民間サービス等に関する「応用講座」及びスマートフォン等の基本的な操作・利用方法に関する「基本講座」のうち、応用講座「マイナンバーカードの申請方法」を含む応用講座 2 講座以上について講習会（相談会は含めない）を行うこと
		④ 講習会等の実施にあたっては、対面・オンラインの形式を問わずスマートフォンの実機を用いること
		⑤ 申請者は、講習会等を最も多く実施する計画がある実施場所が所在する市区町村との連携体制について確認するとともに、当該市区町村が発行する「確認書」を申請時に提出すること。ただし、障害者を対象とした講習会等のみを行う場合、都道府県が発行する「確認書」の提出も可とする
		⑥ 申請者は、連携している地方公共団体に対して、ホームページや市政だよりに講習会等の開催情報を掲載する等の方法により、本事業の周知広報に協力するよう働きかけること
		⑦ 講習会等の講師は、執行団体が指定する研修を受講し、修了すること
		⑧ 講習会等の実施は、特定の組織・団体の所属の有無、特定のサービス利用有無、特定の商品の購入実績、資産の多寡有無、クラブ活動等の有無、その他受講者の属性（以下、「特定の属性」という。）に関して、受講者の参加を制限する条件は設けず、誰もが参加できるものとする。特定の属性を有する受講者にもみ周知広報を行うなど、事実上、講習会等の受講者が特定の属性に限られることも行わないこと。
		⑨ 講習会等の実施においては、参加者からは受講料、その他いかなる名目であっても、

	料金を徴収しないこと	
⑩	<p>申請者及び講習会等の講師は、講習会等の実施においては、自社または他社の区別にかかわらず、営業活動とみなされる行為は行わないこと。</p> <p>&lt;営業活動とみなされる行為の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 自社又は子会社が提供するサービスへの加入を講習会等への参加するための必須要件とする。</li> <li>ii) 講習会等の途中で自社アプリケーションのインストールをしなければ、先に進めない設計とする。</li> <li>iii) 類似のアプリケーションに比べて、自社のアプリケーションがいかに優れているかを必要以上に強調し、宣伝する。</li> <li>iv) 講習会等の参加者に対し、参加の特典として、自社製品購入にあたっての割引やその他の優遇条件を提示する</li> <li>v) 講習会等の実施後に、講師がゼッケンを着用したままで、受講者その他の講習会等の実施会場に居合わせた者が本事業における講習会等の一環で実施しているものと容易に誤解を与えうる状況で自社製品等を宣伝する。</li> <li>vi) 講習会の途中で受講者から安価な料金プランについて質問を受けたので、その場でお薦めの料金プランについて回答する。</li> </ul>	
⑪	<p>申請者及び講習会等の講師は、講習会等の実施においては、「令和4年度デジタル活用支援実施ガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>&lt;講習会等において遵守すべきルールの例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 個人情報の取得については関係法令を遵守すること</li> <li>ii) 執行団体が提供する備品等（例：講師が着用するゼッケン等）を用いることにより、本事業の一貫として実施される講習会等であることが外形的に容易に識別できるような環境で実施すること</li> <li>iii) 相談・苦情受付の責任者を置き、定期的に執行団体に相談・苦情の受付状況を報告すること 等</li> </ul>	
⑫	<p>申請者は、執行団体の求めに応じて実施計画の実施に関する情報提供を行うこと。特に、講習会等の開催に係る情報（例：実施会場、日時、講座、予約方法、連絡先等）について、広く受講者に向けて web サイト等における情報提供を行うとともに、当該 web サイト等の URL 等の情報を執行団体に遅滞なく提供すること。また、受講者向けの情報提供においては事業実施団体が責任をもって情報の更新を行うこと</p>	
⑬	<p>申請者は、講習会等の受講者に対して、受講後の助言・相談等の対応支援を受けるための問い合わせ先（電話番号）を明示すること</p>	
⑭	<p>申請者は、講習会等の受講者より、受講日から1か月以内に問合せがあった場合、助言・相談等の対応支援を行うこと（費用計上：不可、コマ数計上：不可）。なお、長時間にわたる相談、または受講日から1か月を経過していた場合は、改めて講習会等の受講を促すこと</p>	
⑮	<p>申請者は、講習会等を実際に開催した証跡として、講習会等の様子を1コマごとに</p>	

	<p>撮影し、撮影した写真を交付年度終了後5年間保存すること。なお、受講者の顔が写らないよう撮影したり、受講者本人の同意を得るなど、プライバシーに配慮すること</p>	
	<p>⑯ 申請者は、補助対象経費として計上する会議や打ち合わせ等を行った場合は、その証跡として議事録を作成し、交付年度終了後5年間保存すること</p>	
	<p>⑰ 講習会等の実施場所は、10人程度の受講者が無償で入ることができ、かつ誰もが利用することができる場所（公民館等。店舗等でも一般の方が講習会等に参加できる場所であれば可。）とすること。また従来からスマートフォンの使用に関する講習会等を自身の事業活動として行っている者は、それと本事業として開催する講習会等が異なることを外形的に示して実施すること（例：場所・実施方法を変える 等）</p>	
	<p>⑱ 申請者は、執行団体が提供した備品等の扱いについて、執行団体からの返送や破棄といった指示があった場合は、それに応じること</p>	

様式 2 号

日 付	
-----	--

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社  
代表執行役社長 福島 和宏 殿

住 所	
事業者名称	
代表者名	

補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程（令和 4 年度利用者向けデジタル活用支援推進事業）第 5 条第 1 項の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記番号有無		記番号	
法人番号			
申請者情報			
法人格			
事業者名称			
間接補助事業情報			
1 間接補助事業の名称	令和 4 年度利用者向けデジタル活用支援推進事業		
2 間接補助事業の目的及び内容			
3 間接補助事業に要する経費の額	千円		
4 間接補助対象経費の額	千円		
5 補助金交付申請額	千円		
6 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額	別紙（収支計画）の通り		
7 同上の額の算出基礎	別紙（収支計画）の通り		
8 間接補助事業の開始及び完了年月日	交付決定日～令和 5 年 2 月 26 日		



## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽である、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上